

令和6年12月23日

お客さま 各位

にいかわ信用金庫

「当座勘定規定（一般当座用）」の改定について

平素より、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

にいかわ信用金庫は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組として、令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を終了いたします。また今後新たに当座預金からの払戻しについて、現行の小切手の振出のほか払戻請求書による取扱いを開始致します。（但し、お取引は口座開設店に限ります。）

当座預金における払戻請求書による払戻しの取扱開始に伴い「当座勘定規定（一般当座用）」を下記の通り改定いたします。

なお、改定日以前よりお取引いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

引き続き当金庫をご愛顧くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和7年2月3日（月）

2. 改定となる規定

当座勘定規定（一般当座用）

3. 改定内容

詳細は、別紙「新旧一覧表」をご参照ください

以 上

当座勘定規定（一般当座用） 以下の条項を改定します。

（下線部が改訂箇所となります）

改定後	改定前
<p>第7条 <u>（手形、小切手等の支払）</u></p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p> <p>(3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</u></p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) 【略】</p>	<p>第7条 <u>（手形、小切手の支払）</u></p> <p>(1) ～ (2) 【略】</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>【新設】</p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) 【略】</p>